

3. 土壤汚染状況調査及び区域の指定事例

3.1 土壤汚染状況調査について

3.1.1 法第3条に基づく調査

1) 有害物質使用特定施設の廃止

法第3条調査が報告された有害物質使用特定施設を施設の種類別に表 3-1 及び表 3-2 に示す。法第3条調査が報告された有害物質使用特定施設は、平成 29 年度において、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。累計においては、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」の順に多かった。

法第3条調査が一時的免除された有害物質使用特定施設は、平成 29 年度において、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。累計では、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

表 3-1 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（平成 29 年度）

(件数:重複回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設	調査が一時的免除された有害物質使用特定施設
業種(略)	特定施設名及び号番号、記号		
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	染色施設	19、ト	1
	薬液浸透施設	19、チ	0
化学繊維製造業	湿式紡糸施設	21、イ	0
	リッター又は未精練繊維の薬液処理施設	21、ロ	0
木材薬品処理業	薬液浸透施設	22、ロ	0
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	原料浸せき施設	23、イ	0
	蒸解廃液濃縮施設	23、ホ	0
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	0
化学肥料製造業	ろ過施設	24、イ	0
	廃ガス洗浄施設	24、ニ	0
無機顔料製造業	洗浄施設	26、イ	1
	ろ過施設	26、ロ	0
	廃ガス洗浄施設	26、ホ	0
	ろ過施設	27、イ	0
前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	遠心分離機	27、ロ	0
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	0
	湿式集じん施設	27、ル	0
	洗浄施設及びろ過施設	31、ハ	0
合成樹脂製造業	縮合反応施設	33、イ	0
	水洗施設	33、ロ	2
	静置分離器	33、ニ	1
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設	37、イ	0
	分離施設	37、ロ	0
	ろ過施設	37、ハ	0
	蒸りゆう施設及び濃縮施設	37、チ	0
	酸又はアルカリによる処理施設	37、ヌ	0
	廃ガス洗浄施設	37、タ	0
香料製造業	抽出施設	41、ロ	0
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	46、イ	0
	ろ過施設	46、ロ	0
	廃ガス洗浄施設	46、ニ	0
	ろ過施設	47、ロ	0
医薬品製造業	分離施設	47、ハ	0
	混合施設	47、ニ	0
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	0
	直接加硫施設	51の2	1
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	53、イ	8
	廃ガス洗浄施設	53、ロ	3
薬業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式破砕施設	58、イ	1
	水洗式分別施設	58、ロ	1
	脱水施設	58、ニ	0
鉄鋼業	圧延施設	61、ハ	0
	湿式集じん施設	61、ホ	0
非鉄金属製造業	還元そう	62、イ	1
	電解施設	62、ロ	0
	水銀精製施設	62、ニ	1
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	3
	湿式集じん施設	62、ヘ	0
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	焼入れ施設	63、イ	11
	電解式洗浄施設	63、ロ	1
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	28
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	65	79
電気めつき	電気めつき施設	66	59
エチレンオキシド又は一・四・ジオキサンの混合施設	混合施設	66の2	0
洗たく業	洗浄施設	67	40
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	68	7
病院	ちゆう房施設	68の2、イ	3
	洗浄施設	68の2、ロ	7
	入浴施設	68の2、ハ	2
中央卸売市場	仲卸売場	69の2、ロ	0
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設	71の2、イ	68
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	0
	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	5
前各号を除く	洗浄施設	71の5	31
前各号を除く	蒸留施設	71の6	4
前2号を除く	排水処理施設	74	2
合計			371
			1,168

注) 1~71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

表 3-2 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（累計）

(件数: 重複回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設	調査が一時的免除された有害物質使用特定施設	
業種(略)	特定施設名及び番号、記号			
鉱業又は水洗炭業	選鉱施設	1、イ	0	2
	坑水中和沈でん施設	1、ハ	0	1
畜産農業又はサービス業	豚房施設	1の2、イ	1	0
	牛房施設	1の2、ロ	1	0
畜産食料品製造業 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	原料処理施設	2、イ	1	2
	湯煮施設	4、ニ	0	1
動物系飼料又は有機質肥料の製造業	原料処理施設	11、イ	4	0
	圧搾施設	11、ハ	3	1
	真空濃縮施設	11、ニ	0	1
	水洗式脱臭施設	11、ホ	3	0
	原料浸せき施設	19、ハ	1	0
	精練機及び精練そう	19、ニ	12	2
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	シルケツト機	19、ホ	2	1
	漂白機及び漂白そう	19、ヘ	4	1
	染色施設	19、ト	68	50
	薬液浸透施設	19、チ	8	12
	のり抜き施設	19、リ	1	0
	湿式紡糸施設	21、イ	0	1
	リントー又は未精練繊維の薬液処理施設	21、ロ	0	1
化学繊維製造業	原料回収施設	21、ハ	0	1
合板製造業	接着機洗浄施設	21の3	0	1
木材薬品処理業	薬液浸透施設	22、ロ	3	4
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	原料浸せき施設	23、イ	2	1
	湿式パーカー	23、ロ	2	0
	蒸解薬液濃縮施設	23、ホ	0	1
	抄紙施設	23、チ	1	0
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設	23の2、イ	12	16
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	10	23
化学肥料製造業	ろ過施設	24、イ	0	4
	水洗式破砕施設	24、ハ	0	1
	塵ガス洗浄施設	24、ニ	0	9
水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	塩水精製施設	25、イ	0	1
	電解施設	25、ロ	0	1
無機顔料製造業	洗浄施設	26、イ	8	6
	ろ過施設	26、ロ	6	11
	遠心分離機	26、ハ	0	1
	塵ガス洗浄施設	26、ホ	6	37
前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設	27、イ	9	57
	遠心分離機	27、ロ	5	32
	亜硫酸ガス冷却洗浄施設	27、ハ	0	2
	反応施設	27、ヘ	0	1
	塵ガス洗浄施設	27、ヌ	15	114
	湿式集じん施設	27、ル	0	14
カーバイト法アセチレン誘導品製造業	湿式アセチレンガス発生施設	28、イ	1	0
	洗浄施設及び蒸りゆう施設	28、ロ	0	1
コーラル製品製造業	静置分離器	29、ロ	0	1
メタン誘導品製造業	蒸りゆう施設	31、イ	0	2
	洗浄施設及びろ過施設	31、ハ	0	6
有機顔料又は合成染料の製造業	ろ過施設	32、イ	3	3
	遠心分離機	32、ハ	0	3
	塵ガス洗浄施設	32、ニ	1	2
	縮合反応施設	33、イ	2	7
合成樹脂製造業	水洗施設	33、ロ	4	13
	遠心分離機	33、ハ	1	5
	静置分離器	33、ニ	3	12
	ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設	33、ホ	0	1
	塵ガス洗浄施設	33、リ	1	4
合成ゴム製造業	水洗施設	34、ハ	0	5
有機ゴム薬品製造業	分離施設	35、ロ	0	2
	塵ガス洗浄施設	35、ハ	0	1
合成洗剤製造業	塵ガス洗浄施設	36、ロ	0	1
	湿式集じん施設	36、ハ	0	1
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設	37、イ	5	18
	分離施設	37、ロ	17	38
	ろ過施設	37、ハ	0	7
	急冷施設及び蒸りゆう施設	37、ニ	2	3
	蒸りゆう施設	37、ホ	2	2
	蒸りゆう施設及び濃縮施設	37、チ	0	2
	酸又はアルカリによる処理施設	37、ヌ	0	1
	反応施設及びメチルアルコール回収施設	37、ヨ	0	1
	塵ガス洗浄施設	37、タ	3	16
	洗淨施設	41、イ	1	0
抽出施設	41、ロ	2	1	
写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設	43	1	2
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	46、イ	4	60
	ろ過施設	46、ロ	6	69
	塵ガス洗浄施設	46、ニ	6	77

(続き)

(件数: 重複回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設	調査が一時的免除された有害物質使用特定施設	
業種(略)	特定施設名及び号番号、記号			
医薬品製造業	動物原料処理施設	47、イ	0	1
	ろ過施設	47、ロ	4	33
	分離施設	47、ハ	6	50
	混合施設	47、ニ	3	33
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	6	34
農業製造業	混合施設	49	2	2
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設	50	1	3
石油精製業	原油常圧蒸りゆう施設	51、ロ	0	1
	揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設	51、ニ	0	1
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	51の2	4	48
皮革製造業	洗浄施設	52、イ	4	0
	石灰づけ施設	52、ロ	3	0
	タンニンづけ施設	52、ハ	3	0
	クロム浴施設	52、ニ	27	0
	染色施設	52、ホ	3	0
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	53、イ	103	430
	廃ガス洗浄施設	53、ロ	17	58
セメント製品製造業	成型機	54、ロ	0	2
窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式破砕施設	58、イ	14	51
	水洗式分別施設	58、ロ	4	7
	酸処理施設	58、ハ	1	3
	脱水施設	58、ニ	1	5
鉄鋼業	ガス冷却洗浄施設	61、ロ	0	5
	圧延施設	61、ハ	0	3
	焼入れ施設	61、ニ	1	2
	湿式集じん施設	61、ホ	0	5
非鉄金属製造業	還元そう	62、イ	1	10
	電解施設	62、ロ	1	24
	水銀精製施設	62、ニ	1	0
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	16	68
	湿式集じん施設	62、ヘ	1	20
	焼入れ施設	63、イ	42	70
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	電解式洗浄施設	63、ロ	9	26
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	63、ハ	2	15
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	217	581
	廃ガス洗浄施設	63の3	0	1
石炭を燃料とする火力発電	ガス冷却洗浄施設	64、ロ	0	2
ガス供給業又はコークス製造業	表面処理施設	65	812	3,039
酸又はアルカリによる表面処理	電気めつき施設	66	721	2,158
電気めつき	混合施設	66の2	1	3
エチレンオキシド又は一・四・ジオキサンの混合施設	洗たく施設	66の3、ロ	1	0
旅館業	洗浄施設	67	590	1,134
洗たく業	自動式フィルム現像洗浄施設	68	45	150
写真現像業	ちゆう房施設	68の2、イ	20	12
	洗浄施設	68の2、ロ	78	121
	入浴施設	68の2、ハ	20	8
病院	卸売場	69の2、イ	1	0
	仲卸売場	69の2、ロ	1	1
中央卸売市場	洗車施設	70の2	3	1
自動車分解整備事業	自動式車両洗浄施設	71	0	4
自動式車両洗浄	洗浄施設	71の2、イ	714	2,501
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	焼入れ施設	71の2、ロ	5	4
一般廃棄物処理	焼却施設	71の3	1	4
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	4	22
	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	16	35
前各号を除く	洗浄施設	71の5	479	1,990
前各号を除く	蒸留施設	71の6	55	253
し尿処理	し尿処理施設	72	6	3
前2号を除く	排水処理施設	74	33	77
合計			4,356	13,895

注) 1~71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

3.1.2 法第4条に基づく調査

平成29年度における法第4条調査の調査義務発生の契機となる法第4条第1項に基づく形質変更届出件数は10,741件であり、うち法第4条第2項の調査命令が発出された件数は154件であった。

表3-4 形質変更の届出件数と調査命令件数

	形質変更の届出件数	調査命令発出件数
平成22年度	10,815	270
平成23年度	9,525	180
平成24年度	9,949	126
平成25年度	10,848	142
平成26年度	10,602	164
平成27年度	10,650	118
平成28年度	10,946	118
平成29年度	10,741	154
合計	84,076	1,272

平成 29 年度に調査結果の報告を受けた事案について、届出面積別の調査報告件数を表 3-5 に示す。「3,000m²以上 5,000m²未満」が最も多く、次に「5,000m²以上 7,000m²未満」と「7,000m²以上 10,000m²未満」と「15,000m²以上 30,000m²未満」が同数であった。また、調査報告件数 163 件の平均面積は 22,703 m²、中央値は 7,965 m²、最大面積は 599,488 m²であった。

表 3-5 面積別の調査報告件数（平成 29 年度）

届出面積(m ²)	調査報告件数
0 < S < 3,000	19
3,000 ≤ S < 5,000	32
5,000 ≤ S < 7,000	23
7,000 ≤ S < 10,000	23
10,000 ≤ S < 15,000	17
15,000 ≤ S < 30,000	23
30,000 ≤ S < 50,000	13
50,000 ≤ S < 100,000	7
100,000m ² 以上	6
小計	163
不明	7
回答事例数	170
平均面積 (m ²)	22,703
中央面積(中央値) (m ²)	7,965
最大面積 (m ²)	599,488
合計面積 (m ²)	3,700,542

注) 3,000m²未満の面積における形質変更の届出理由例
 工事計画全体では 3,000m²以上であるが、用地取得等に伴い敷地の一部に工期のずれが生じた。これより着工する敷地から形質変更の届出を提出するため届出面積が 3,000m²未満となった。

3.1.3 法第5条に基づく調査

法第5条調査の契機を表3-6に示す。平成29年度において調査結果の報告は0件であった。

表3-6 法第5条調査命令の発出の契機

(件数：複数回答有)

	調査結果報告件数		不適合事例		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業など (第三種) 不適合		複合汚染	
	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計
	行政による調査	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0
土壌汚染対策法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱等に基づく立入検査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の方に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
行政による任意の土壌調査	0	(1)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の地下水調査	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による地下水調査	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による公共用水域の調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の公共用水域調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
事業者等による調査	0	(4)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱に基づく土壌調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の土壌調査	0	(4)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
回答事例数	0	(6)	0	(4)	0	(2)	0	(2)	0	(0)	0	(0)

注1) 各小計は該当分類での事例数を示す。

注2) ()内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成29年度末までの累計件数である。

3.1.4 調査の省略を行った事例

平成29年度における法第3条、法第4条及び法第5条に基づく土壌汚染状況調査において、規則第11条に基づき、調査を省略した段階別の報告件数を表3-7に示す。

表3-7 調査を省略した段階別件数(平成29年度)

	法第3条 調査	法第4条 調査	法第5条 調査	合計
特定有害物質の種類を省略	3	5	0	8
おそれの区分の分類を省略	0	5	0	5
試料採取等を行う区画の選定を省略	2	2	0	4
試料採取等を行う区画の選定後に省略	2	0	0	2
試料採取等の実施を省略	20	6	0	26
うち土壌ガス調査又は地下水調査	5	4	0	9
うち土壌ガスが検出された場合のボーリング調査	12	1	0	13
うち30m格子内の汚染範囲確定のための追加的試料採取	3	1	0	4
合計	27	18	0	45
調査結果報告件数	290	170	0	460

3.1.5 調査対象物質・調査方法

法第3条、法第4条、法第5条及び法第14条に基づく土壌汚染状況調査事例における、調査対象物質を表3-8に示す。平成29年度の調査対象物質は、VOCでは「1・1-ジクロロエチレン」、「シス-1・2-ジクロロエチレン」、「ベンゼン」の順に多かった。重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「ほう素及びその化合物」の順に多かった。また農薬等では、「ポリ塩化ビフェニル（PCB）」、「有機りん化合物」、「チウラム」の順に多かった。

表3-8 調査対象物質

(件数：複数回答有)

	VOC(第一種)											重金属等(第二種)										農薬等(第三種)					
	クロロエチレン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス・一・二・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
法第3条調査	119	66	61	153	149	41	101	104	79	48	141	86	78	144	122	71	20	56	148	71	144	148	19	17	18	46	18
法第4条調査	35	29	25	40	37	13	51	27	37	14	40	79	36	68	56	53	11	25	102	49	80	79	10	10	9	30	14
法第5条調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条申請	167	184	180	205	203	159	194	182	183	166	198	223	215	251	218	225	134	206	304	271	286	246	68	66	72	151	77
平成29年度	321	279	266	398	389	213	346	313	299	228	379	388	329	463	396	349	165	287	554	391	510	473	97	93	99	227	109
累計	321	2,196	2,073	3,353	3,275	1,793	2,731	2,842	2,359	1,892	3,307	2,948	2,620	3,974	3,308	2,774	1,075	2,318	4,250	3,010	3,848	3,571	978	970	1,006	1,730	1,099

注) 累計は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成29年度末までの件数である。

(続き)

業種区分(日本標準産業分類による 大分類・中分類の分類項目及び 分類希望・分類番号)	調査結果 報告件数 (H27)		VOC(第一種)														重金属等(第二種)										農薬等(第三種)				
			クロロエチレン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス・一・二・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	テオベンカルブ	テウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物		
																														件数	%
L 学術研究, 専門・技術サービス業	45	5.4	12	21	18	20	13	22	18	16	12	20	24	27	27	28	26	6	19	29	25	29	34	10	9	9	16	10			
71 学術・開発研究機関	38	4.5	8	17	14	15	15	9	18	13	12	8	15	20	22	22	24	22	6	16	25	21	25	28	9	8	9	13	9		
74 技術サービス業(他に分類されないもの)	7	0.8	4	4	4	5	4	4	5	4	4	5	4	5	5	4	4	0	3	4	4	4	6	1	1	0	3	1			
M 飲食店, 宿泊業M 宿泊業, 飲食サービス業	4	0.5	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
75 宿泊業	2	0.2	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	2	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0		
N 生活関連サービス業, 娯楽業	45	5.4	31	3	6	40	40	3	4	40	9	6	37	5	2	2	2	2	1	2	3	2	9	3	1	1	1	2	1		
78 洗濯・理容・美容・浴場業	41	4.9	30	1	4	38	38	1	2	38	7	4	35	3	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0		
79 その他の生活関連サービス業	2	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
80 娯楽業	2	0.2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	1	1	1	2	1			
O 教育, 学習支援業	21	2.5	10	18	13	14	13	9	16	9	12	11	12	19	17	19	18	19	6	11	19	13	18	20	6	6	6	5	5		
81 学校教育	21	2.5	10	18	13	14	13	9	16	9	12	11	12	19	17	19	18	19	6	11	19	13	18	20	6	6	6	5	5		
P 医療, 福祉	24	2.9	2	3	2	2	2	2	8	2	3	2	3	7	9	17	19	19	6	8	12	14	19	17	1	1	1	5	4		
83 医療業	23	2.7	1	2	1	1	1	1	7	1	2	1	2	6	8	16	18	18	6	7	11	13	18	16	1	1	1	5	4		
84 保健衛生	1	0.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0		
R サービス業(他に分類されないもの)	16	1.9	5	5	5	9	9	5	5	9	5	5	9	8	8	8	6	9	5	7	9	8	10	2	2	2	7	4			
88 廃棄物処理業	9	1.1	3	2	2	3	3	2	2	3	2	3	5	5	5	3	6	2	4	6	6	5	6	0	0	0	4	2			
89 自動車整備業	3	0.4	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	3	2			
92 その他の事業サービス業	1	0.1	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
95 その他のサービス業	3	0.4	0	0	0	2	2	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0			
S 公務(他に分類されるものを除く)	35	4.2	2	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	13	10	13	11	11	4	9	23	15	12	11	3	3	3	4	3		
97 国家公務	11	1.3	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	2	4	1	2	2	10	3	3	2	0	0	0	1	0		
98 地方公務	24	2.9	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	7	8	9	10	9	2	7	13	12	9	9	3	3	3	3	3		
T 分類不能の産業	5	0.6	2	2	2	2	2	1	2	1	2	2	2	2	1	2	2	2	0	1	4	4	2	2	1	1	2	1	1		
99 分類不能の産業	5	0.6	2	2	2	2	2	1	2	1	2	2	2	2	1	2	2	2	0	1	4	4	2	2	1	1	2	1	1		
不明	333	39.7	149	146	146	172	168	127	165	155	150	130	169	193	173	208	173	179	111	160	258	203	224	206	51	49	54	117	57		
合計	839	100	321	279	266	398	389	213	346	313	299	228	379	388	329	463	396	349	165	287	554	391	510	473	97	93	99	227	109		

3.2 区域の指定について

3.2.1 要措置区域等の指定状況

1) 特定有害物質別及び調査の契機別の要措置区域等指定件数

平成 29 年度に指定された要措置区域等において基準不適合であった特定有害物質別の指定件数を表 3-10 及び図 3-1 に示す。要措置区域等のうち、VOCのみの基準不適合は 53 件、重金属等のみの基準不適合は 447 件、農薬等のみの基準不適合は 0 件、複合汚染（VOC、重金属等、農薬等のいずれか 2 種類以上の基準不適合）は 54 件であった。

表 3-10 特定有害物質別の要措置区域等指定件数（平成 29 年度）

	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
法第3条	39	122	161	27	112	0	22
法第4条	10	52	62	3	55	0	4
法第5条	0	0	0	0	0	0	0
法第14条	35	293	328	23	277	0	28
法第3条・法第14条	0	1	1	0	1	0	0
法第4条・法第14条	0	2	2	0	2	0	0
処理業省令第13条	0	0	0	0	0	0	0
計	84	470	554	53	447	0	54

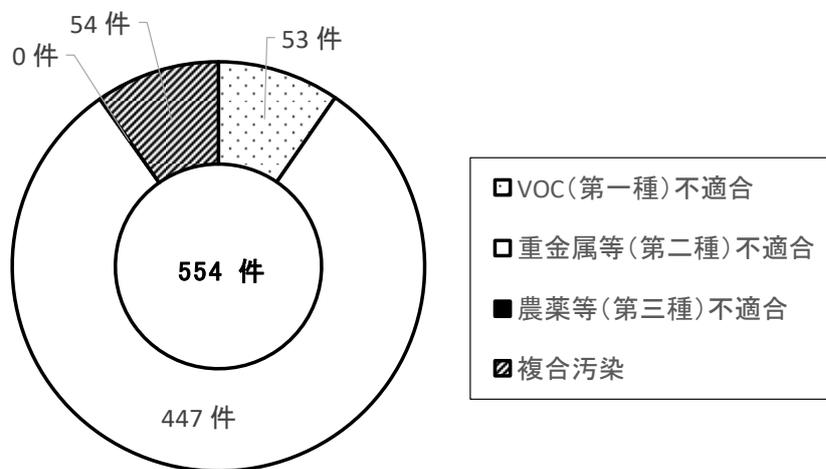


図 3-1 特定有害物質別の要措置区域等指定件数（平成 29 年度）

2) 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数

平成 29 年度に指定された要措置区域等の指定件数を都道府県・政令市別に表 3-11 に示す。
要措置区域等の指定件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

表 3-11 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数（平成 29 年度）

都道府県 政令市	調査結果 報告件数	要措置区域等指定件数							
		要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染	
北海道地区	北海道	8	0	6	6	3	3	0	0
	札幌市	5	1	3	4	0	3	0	1
	函館市	0	0	0	0	0	0	0	0
	旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	13	1	9	10	3	6	0	1
東北地区	青森県	1	1	1	2	0	2	0	0
	青森市	2	0	2	2	1	1	0	0
	八戸市	0	0	1	1	1	0	0	0
	岩手県	7	0	5	5	0	5	0	0
	盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0
	宮城県	11	0	2	2	0	2	0	0
	仙台市	5	0	2	2	0	2	0	0
	秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0
	秋田市	1	0	1	1	0	1	0	0
	山形県	5	0	1	1	0	1	0	0
	山形市	1	0	1	1	0	1	0	0
	福島県	7	1	3	4	2	1	0	1
	福島市	0	0	0	0	0	0	0	0
	郡山市	2	0	1	1	0	1	0	0
いわき市	2	0	1	1	0	1	0	0	
計	44	2	21	23	4	18	0	1	
関東地区	茨城県	8	2	6	8	0	8	0	0
	水戸市	0	0	0	0	0	0	0	0
	つくば市	2	0	0	0	0	0	0	0
	栃木県	9	4	5	9	1	8	0	0
	宇都宮市	4	0	2	2	0	2	0	0
	群馬県	16	2	8	10	0	9	0	1
	前橋市	0	0	0	0	0	0	0	0
	高崎市	1	0	0	0	0	0	0	0
	伊勢崎市	1	0	0	0	0	0	0	0
	太田市	6	0	1	1	0	1	0	0
	埼玉県	33	4	8	12	1	11	0	0
	さいたま市	7	2	3	5	0	5	0	0
	川越市	3	2	3	5	2	3	0	0
	熊谷市	1	0	0	0	0	0	0	0
	川口市	3	1	3	4	0	4	0	0
	所沢市	7	0	4	4	1	3	0	0
	春日部市	2	0	1	1	0	1	0	0
	草加市	3	1	1	2	0	2	0	0
	越谷市	3	0	2	2	0	2	0	0
	千葉県	8	3	6	9	1	8	0	0
	千葉市	6	2	5	7	1	6	0	0
	市川市	3	0	3	3	1	2	0	0
	船橋市	8	1	6	7	1	6	0	0
	松戸市	3	3	3	6	1	5	0	0
	柏市	1	0	1	1	1	0	0	0
	市原市	5	0	2	2	0	2	0	0
	東京都	177	10	115	125	6	103	0	16
	八王子市	4	2	3	5	0	5	0	0
	町田市	4	1	0	1	1	0	0	0
	神奈川県	14	1	6	7	0	7	0	0
	横浜市	41	1	24	25	2	19	0	4
川崎市	12	0	10	10	1	8	0	1	

(続き)

都道府県 政令市	調査結果 報告件数								
		要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染	
関東地区	相模原市	5	1	0	1	1	0	0	0
	横須賀市	6	0	2	2	0	2	0	0
	平塚市	5	0	2	2	0	2	0	0
	藤沢市	6	0	3	3	0	3	0	0
	小田原市	0	0	0	0	0	0	0	0
	茅ヶ崎市	1	0	0	0	0	0	0	0
	厚木市	4	0	1	1	0	1	0	0
	大和市	4	0	2	2	0	1	0	1
	新潟県	5	0	2	2	0	2	0	0
	新潟市	7	0	2	2	0	2	0	0
	長岡市	1	0	0	0	0	0	0	0
	上越市	1	0	1	1	1	0	0	0
	山梨県	4	2	1	3	1	1	0	1
	甲府市	0	0	0	0	0	0	0	0
	静岡県	5	3	1	4	1	3	0	0
	静岡市	3	0	2	2	0	1	0	1
	浜松市	1	1	0	1	1	0	0	0
	沼津市	1	2	1	3	0	3	0	0
	富士市	0	0	0	0	0	0	0	0
計	454	51	251	302	26	251	0	25	
中部地区	富山県	0	0	0	0	0	0	0	0
	富山市	1	0	0	0	0	0	0	0
	石川県	0	0	0	0	0	0	0	0
	金沢市	1	0	0	0	0	0	0	0
	福井県	3	0	2	2	0	2	0	0
	福井市	0	1	0	1	1	0	0	0
	長野県	3	0	4	4	0	3	0	1
	長野市	0	0	0	0	0	0	0	0
	松本市	2	0	0	0	0	0	0	0
	岐阜県	10	3	2	5	0	5	0	0
	岐阜市	1	1	0	1	0	1	0	0
	愛知県	8	0	0	0	0	0	0	0
	名古屋市	20	1	14	15	2	13	0	0
	豊橋市	1	0	1	1	0	1	0	0
	岡崎市	1	0	0	0	0	0	0	0
	一宮市	2	2	0	2	0	1	0	1
	春日井市	1	0	0	0	0	0	0	0
	豊田市	3	0	1	1	0	0	0	1
	三重県	3	0	2	2	1	1	0	0
四日市市	1	0	0	0	0	0	0	0	
計	61	8	26	34	4	27	0	3	
近畿地区	滋賀県	8	3	3	6	1	5	0	0
	大津市	2	1	0	1	0	1	0	0
	京都府	3	1	2	3	1	1	0	1
	京都市	9	6	6	12	0	11	0	1
	大阪府	8	0	6	6	1	5	0	0
	大阪市	43	0	39	39	2	31	0	6
	堺市	5	0	3	3	1	2	0	0
	岸和田市	0	0	0	0	0	0	0	0
	豊中市	7	0	4	4	1	3	0	0
	吹田市	5	0	2	2	0	2	0	0
	高槻市	2	0	2	2	0	2	0	0
	枚方市	5	1	1	2	0	2	0	0
	茨木市	1	0	0	0	0	0	0	0
	八尾市	3	0	3	3	0	3	0	0
	寝屋川市	2	0	1	1	0	1	0	0
	東大阪市	2	0	2	2	0	2	0	0
	兵庫県	17	0	11	11	0	7	0	4
神戸市	5	0	1	1	0	1	0	0	
姫路市	3	0	3	3	0	3	0	0	
尼崎市	22	0	11	11	0	11	0	0	

(続き)

都道府県 政令市	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染	
近畿地区	明石市	2	0	1	1	0	1	0	0
	西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0
	加古川市	0	0	1	1	0	1	0	0
	宝塚市	1	0	1	1	0	1	0	0
	奈良県	0	0	1	1	0	1	0	0
	奈良市	1	0	1	1	0	1	0	0
	和歌山県	1	0	1	1	0	0	0	1
	和歌山市	0	0	0	0	0	0	0	0
計	157	12	106	118	7	98	0	13	
中国四国地区	鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取市	2	1	1	2	0	1	0	1
	島根県	1	0	0	0	0	0	0	0
	松江市	0	0	0	0	0	0	0	0
	岡山県	3	0	4	4	0	4	0	0
	岡山市	4	0	1	1	0	0	0	1
	倉敷市	1	0	0	0	0	0	0	0
	広島県	7	0	4	4	0	4	0	0
	広島市	13	1	7	8	1	5	0	2
	呉市	2	0	2	2	0	2	0	0
	福山市	1	0	0	0	0	0	0	0
	山口県	7	0	7	7	6	1	0	0
	下関市	2	0	2	2	0	2	0	0
	徳島県	3	0	2	2	0	2	0	0
	徳島市	0	0	0	0	0	0	0	0
	香川県	1	0	1	1	0	1	0	0
	高松市	3	1	0	1	1	0	0	0
	愛媛県	2	0	2	2	0	0	0	2
	松山市	2	0	0	0	0	0	0	0
	高知県	0	0	0	0	0	0	0	0
高知市	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	54	3	33	36	8	22	0	6	
九州地区	福岡県	7	0	1	1	0	1	0	0
	北九州市	6	0	4	4	0	0	0	4
	福岡市	8	2	4	6	0	6	0	0
	久留米市	1	0	1	1	0	1	0	0
	佐賀県	5	2	2	4	0	3	0	1
	佐賀市	0	0	0	0	0	0	0	0
	長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0
	長崎市	1	0	0	0	0	0	0	0
	佐世保市	6	0	1	1	0	1	0	0
	熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本市	8	1	2	3	0	3	0	0
	大分県	3	1	3	4	1	3	0	0
	大分市	0	0	0	0	0	0	0	0
	宮崎県	1	0	1	1	0	1	0	0
	宮崎市	0	0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島県	1	1	0	1	0	1	0	0
	鹿児島市	1	0	1	1	0	1	0	0
	沖縄県	5	0	2	2	0	2	0	0
那覇市	3	0	2	2	0	2	0	0	
計	56	7	24	31	1	25	0	5	
合計	839	84	470	554	53	447	0	54	

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) 調査結果報告件数は、旧法施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

注3) 調査結果報告件数は、法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に関する件数を示す。

3.2.2 指定区域対象物質

要措置区域等において、基準不適合であった特定有害物質を表 3-12、図 3-2 及び図 3-3 に示す。平成 29 年度に指定された要措置区域等において、VOC では「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「シス-1・2-ジクロロエチレン」の順に基準不適合が多かった。重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。累計においては、VOC では「テトラクロロエチレン」、「トリクロロエチレン」、「シス-1・2-ジクロロエチレン」の順に多く、重金属等では、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。

表 3-12 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

(件数：複数回答有)

		特定有害物質																											
		VOC(第一種)											重金属等(第二種)						農薬等(第三種)										
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス・一・二・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物	
要措置区域件数	H29 累計	2 (2)	0 (4)	0 (1)	2 (20)	11 (74)	0 (1)	0 (5)	13 (135)	1 (9)	1 (1)	14 (106)	2 (34)	2 (18)	25 (176)	6 (33)	3 (37)	0 (0)	1 (18)	19 (218)	11 (135)	37 (216)	10 (65)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
形質変更時 要届出区域件数	H29 累計	22 (22)	11 (59)	10 (64)	18 (104)	29 (212)	10 (53)	14 (71)	35 (228)	14 (72)	11 (59)	36 (249)	18 (148)	18 (140)	86 (589)	46 (327)	48 (377)	4 (21)	25 (199)	279 (2,167)	170 (1,189)	214 (1,497)	59 (343)	5 (26)	5 (24)	5 (23)	11 (48)	5 (24)	
指定件数	H29 累計	24 (24)	11 (64)	10 (66)	20 (135)	40 (344)	10 (54)	14 (88)	48 (433)	15 (83)	12 (61)	50 (430)	20 (186)	20 (164)	111 (897)	52 (411)	51 (438)	4 (22)	26 (221)	298 (2,511)	181 (1,360)	251 (1,819)	69 (474)	5 (26)	5 (24)	5 (23)	11 (49)	5 (24)	
土壌溶出量	H29 累計	21 (21)	7 (50)	7 (47)	10 (91)	32 (337)	7 (39)	9 (65)	39 (383)	8 (55)	7 (40)	38 (356)	15 (165)	17 (142)	107 (856)	50 (385)	49 (414)	0 (5)	24 (202)	176 (2,020)	175 (1,360)	244 (1,806)	65 (451)	5 (23)	5 (21)	5 (20)	8 (43)	5 (22)	
土壌含有量	H29 累計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12 (124)	22 (423)	18 (248)	22 (279)	0 (1)	12 (127)	255 (2,230)	29 (723)	40 (944)	16 (279)	—	—	—	—	—	
土壌ガス調査	H29 累計	1 (1)	2 (29)	2 (25)	6 (76)	4 (189)	2 (20)	3 (34)	6 (237)	3 (43)	4 (25)	9 (236)	3 (113)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注1) 1件の事例で複数の物質について超過しているものがある。

注2) 指定件数の累計には、旧法の指定区域を含むため、要措置区域と形質変更時要届出区域の累計の合計とは一致しない。

注3) 1件の事例で、同じ有害物質についてみると、①土壌溶出量と土壌ガス調査がともに超過している場合や②土壌溶出量と土壌含有量がともに超過している場合があるため、土壌溶出量、土壌含有量、土壌ガス調査の合計は、指定件数と一致しない。

注4) 1つの指定区域について調査報告書が複数ある場合があるため、指定件数よりも土壌溶出量、土壌含有量及び土壌ガス調査のそれぞれの数が大きくなる場合がある。

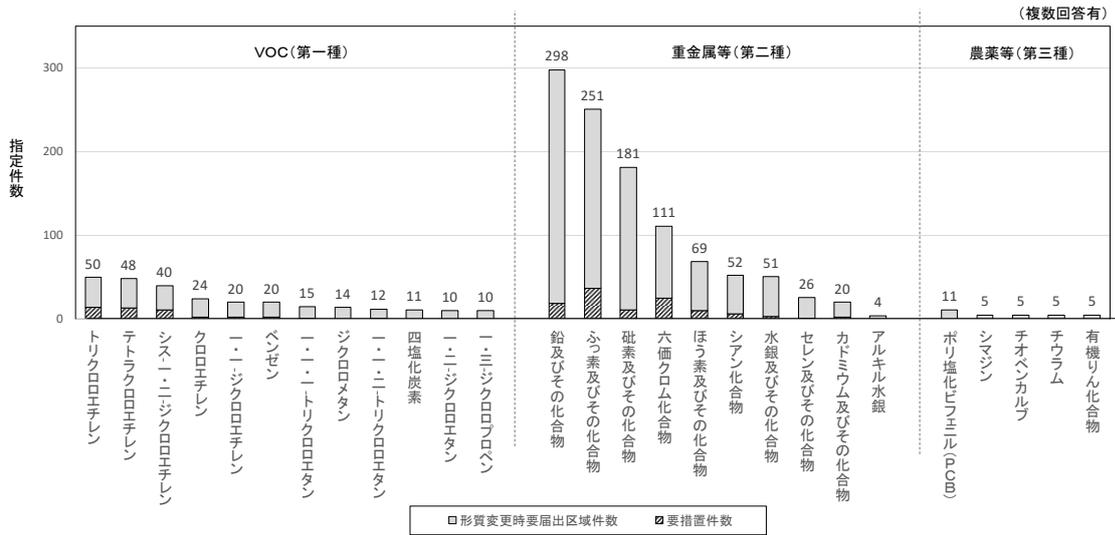


図 3-2 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (平成 29 年度)

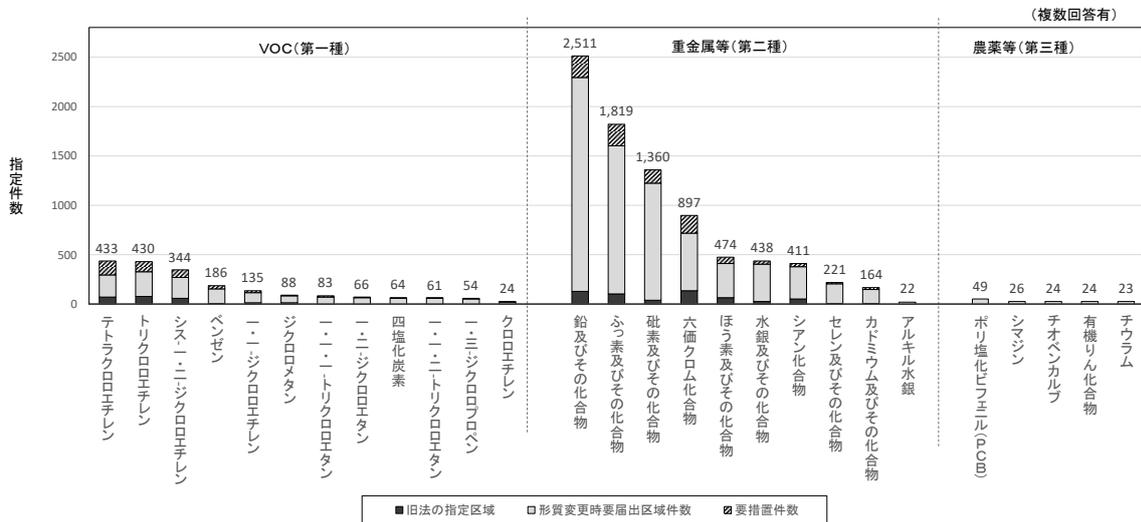


図 3-3 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (累計)

(続き)

	指定件数	(件数:複数回答有)																															
		VOC(第一種)											重金属等(第二種)					農薬等(第三種)															
		VOC(第一種)不適合	重金属等(第二種)不適合	農薬等(第三種)不適合	複合汚染	調査の省略	クロロエチレン	四塩化炭素	一・一・ジクロロエタン	一・一・トリクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロパン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
I 卸売・小売業	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	
55 その他の卸売業	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
56 各種商品小売業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
60 その他の小売業	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
K 不動産業、物品賃貸業	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	
68 不動産取引業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
69 不動産賃貸業・管理業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	
L 学術研究、専門・技術サービス業	22	2	6	0	2	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	3	1	6	0	0	11	9	6	0	0	0	0	0	0	
71 学術・開発研究機関	19	0	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	6	0	0	10	9	6	0	0	0	0	0	0	0	
74 技術サービス業(他に分類されないもの)	3	2	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
M 飲食店、宿泊業M 宿泊業、飲食サー	5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	
75 宿泊業	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
N 生活関連サービス業、娯楽業	19	8	4	0	0	4	3	0	1	2	5	1	1	14	1	1	5	1	0	1	0	0	0	2	3	3	0	0	0	0	0	0	
78 洗濯・理容・美容・浴場業	15	8	0	0	0	4	3	1	1	2	5	1	1	14	1	1	5	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
80 娯楽業	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	
O 教育、学習支援業	13	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	1	6	5	2	0	0	0	0	0	0	
81 学校教育	13	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	1	6	5	2	0	0	0	0	0	0	
P 医療、福祉	15	0	4	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	4	0	0	4	5	7	1	0	0	0	0	0	
83 医療業	14	0	4	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	4	0	0	3	5	7	1	0	0	0	0	0	
84 保健衛生	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
R サービス業(他に分類されないもの)	16	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	10	4	6	1	0	0	0	0	0	0	
88 廃棄物処理業	10	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	4	2	4	1	0	0	0	0	0	0	
89 自動車整備業	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
90 機械等修理業(別掲を除く)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
S 公務(他に分類されるものを除く)	32	0	10	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	1	2	1	1	17	11	10	3	0	0	0	0	0	
97 国家公務	7	0	4	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
98 地方公務	25	0	6	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	2	1	1	14	11	8	3	0	0	0	0	0	
T 分類不能の産業	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	4	2	0	0	0	0	0	0	0	
99 分類不能の産業	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	4	2	0	0	0	0	0	0	0	
不明	202	8	32	0	0	29	13	9	8	10	15	8	9	19	9	8	17	12	13	42	19	22	3	18	127	82	109	27	5	5	5	11	5
合計	554	34	118	0	16	83	24	0	10	20	40	10	14	48	15	12	50	20	20	111	52	51	4	26	298	181	251	69	5	5	5	11	5

3.2.4 汚染の規模（面積・深度・土量）

平成 29 年度に指定された要措置区域等において、汚染の規模（基準不適合面積、汚染到達深度及び基準不適合土量）を表 3-14 から表 3-16 及び図 3-4 から図 3-6 に示す。

1) 基準不適合面積

基準不適合面積について、表 3-14 及び図 3-4 に示す。平成 29 年度の指定件数においては、「200m² 以上 500m² 未満」、「100m² 以上 200m² 未満」、「1,000m² 以上 3,000m² 未満」の順に多かった。

表 3-14 基準不適合面積（平成 29 年度）

基準不適合面積 (m ²)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%
0 ≤ s < 20	1	1%	8	2%	9	2%	0	0%	9	2%	0	0%	0	0%
20 ≤ s < 50	2	4%	12	4%	14	4%	0	0%	14	5%	0	0%	0	0%
50 ≤ s < 100	9	15%	29	11%	38	11%	8	16%	27	11%	0	0%	3	6%
100 ≤ s < 200	24	44%	67	25%	91	28%	10	36%	79	30%	0	0%	2	9%
200 ≤ s < 500	20	68%	92	46%	112	49%	9	54%	94	51%	0	0%	9	26%
500 ≤ s < 1,000	9	79%	55	58%	64	61%	3	60%	53	63%	0	0%	8	42%
1,000 ≤ s < 3,000	15	98%	69	73%	84	76%	4	68%	75	81%	0	0%	5	51%
3,000 ≤ s < 5,000	1	99%	39	81%	40	84%	1	70%	33	88%	0	0%	6	62%
5,000 ≤ s < 10,000	0	99%	36	89%	36	91%	4	78%	27	94%	0	0%	5	72%
10,000m ² 以上	1	100%	50	100%	51	100%	11	100%	25	100%	0	0%	15	100%
小計	82	-	457	-	539	-	50	-	436	-	0	-	53	-
不明件数	2	-	13	-	15	-	3	-	11	-	0	-	1	-
回答事例数	84	-	470	-	554	-	53	-	447	-	0	-	54	-
平均面積 (m ²)	1,112		6,125		5,362		14,560		3,291		0		13,722	
最大面積 (m ²)	41,093		237,943		237,943		198,170		237,943		0		221,718	
合計面積 (m ²)	91,143		2,799,006		2,890,150		728,009		1,434,891		0		727,250	

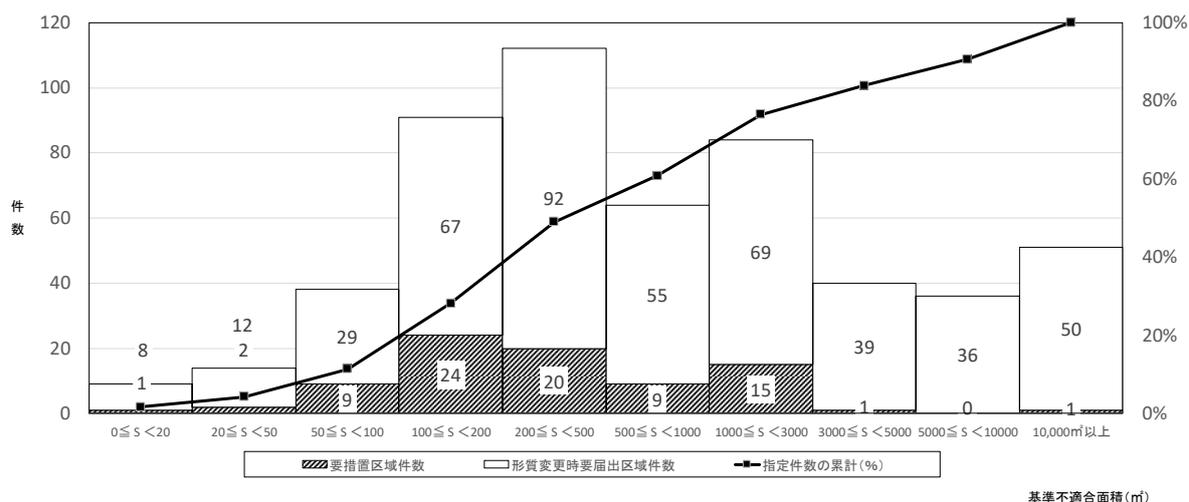


図 3-4 基準不適合面積（平成 29 年度）

2) 汚染到達深度

汚染到達深度について、表 3-15 及び図 3-5 に示す。平成 29 年度の指定件数においては、「0.5m 以上 1m 未満」、「1m 以上 2m 未満」、「2m 以上 3m 未満」の順に多かった。

表 3-15 汚染到達深度 (平成 29 年度)

汚染到達深度 (m) (基準超過最大深度)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%
0 ≤ D < 0.5	1	2%	3	1%	4	1%	1	4%	3	1%	0	0%	0	0%
0.5 ≤ D < 1	14	28%	46	22%	60	24%	5	25%	55	25%	0	0%	0	0%
1 ≤ D < 2	10	47%	49	45%	59	45%	3	38%	55	49%	0	0%	1	6%
2 ≤ D < 3	14	74%	33	60%	47	63%	4	54%	39	66%	0	0%	4	28%
3 ≤ D < 4	2	77%	20	69%	22	71%	2	63%	19	75%	0	0%	1	33%
4 ≤ D < 5	2	81%	12	75%	14	76%	1	67%	10	79%	0	0%	3	50%
5 ≤ D < 10	8	96%	36	91%	44	92%	7	96%	30	92%	0	0%	7	89%
10 ≤ D < 15	2	100%	14	98%	16	98%	1	100%	14	98%	0	0%	1	94%
15m 以上	0	100%	5	100%	5	100%	0	100%	4	100%	0	0%	1	100%
小計	53	-	218	-	271	-	24	-	229	-	0	-	18	-
不明件数	31	-	252	-	283	-	29	-	218	-	0	-	36	-
回答事例数	84	-	470	-	554	-	53	-	447	-	0	-	54	-
平均深度(m)	2.6		3.7		3.4		3.5		3.3		-		5.7	
最深深度(m)	10.1		75.0		75.0		10.0		75.0		-		15.0	

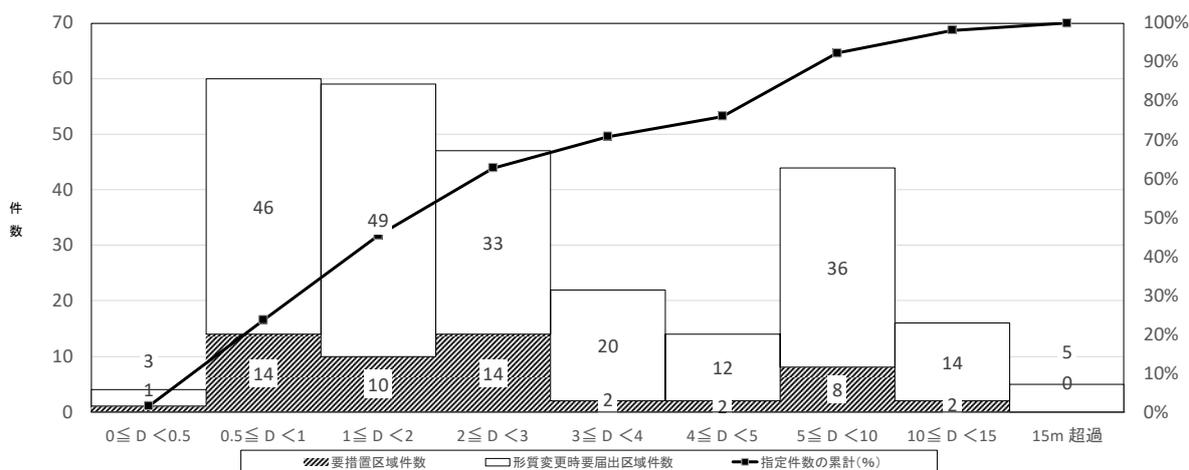


図3-5 汚染到達深度

汚染到達深度(m)

図 3-5 汚染到達深度 (平成 29 年度)

3) 基準不適合土量

基準不適合土量について、表 3-16 及び図 3-6 に示す。平成 29 年度の指定件数においては、「100m³以上 200m³未満」と「500m³以上 1,000m³未満」と「1,000m³以上 3,000m³未満」が同数で多かった。

表 3-16 基準不適合土量（平成 29 年度）

基準不適合土量 (m ³)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%
0 ≤ V < 50	3	10%	12	10%	15	10%	2	14%	13	10%	0	0%	0	0%
50 ≤ V < 100	6	30%	15	22%	21	24%	2	29%	19	24%	0	0%	0	0%
100 ≤ V < 200	4	43%	23	41%	27	41%	0	29%	27	43%	0	0%	0	0%
200 ≤ V < 500	6	63%	16	54%	22	56%	3	50%	19	57%	0	0%	0	0%
500 ≤ V < 1,000	5	80%	22	72%	27	73%	5	86%	21	73%	0	0%	1	33%
1,000 ≤ V < 3,000	4	93%	23	90%	27	91%	0	86%	27	93%	0	0%	0	33%
3,000 ≤ V < 5,000	1	97%	4	93%	5	94%	0	86%	3	95%	0	0%	2	100%
5,000 ≤ V < 10,000	1	100%	5	98%	6	98%	2	100%	4	98%	0	0%	0	100%
10,000m ³ 以上	0	100%	3	100%	3	100%	0	100%	3	100%	0	0%	0	100%
小計	30	-	123	-	153	-	14	-	136	-	0	-	3	-
不明件数	54	-	347	-	401	-	39	-	311	-	0	-	51	-
回答事例数	84	-	470	-	554	-	53	-	447	-	0	-	54	-
平均土量 (m ³)	747		1,444		1,307		1,101		1,308		0		2,263	
最大土量 (m ³)	5,597		25,529		25,529		5,597		25,529		0		3,120	
合計土量 (m ³)	22,415		177,623		200,038		15,411		177,838		0		6,789	

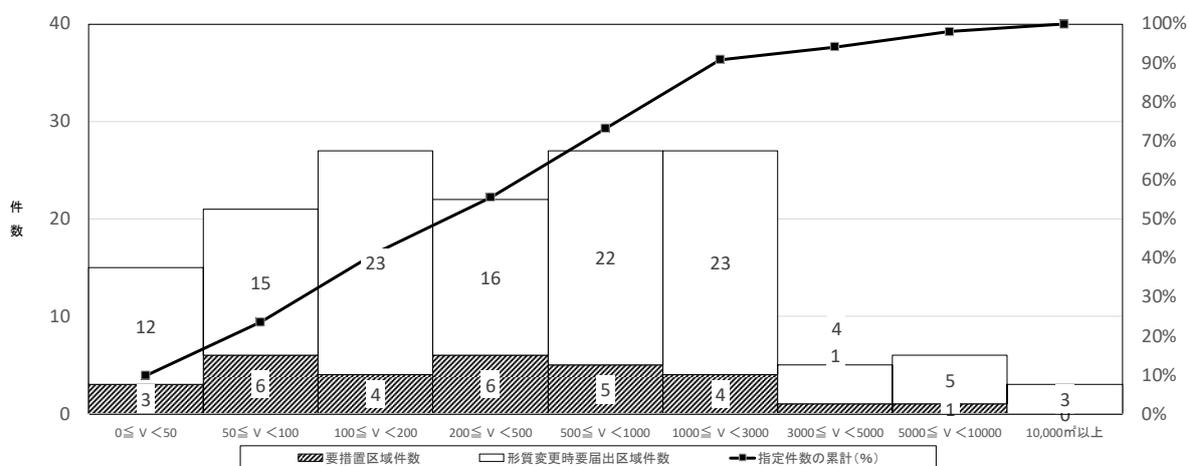


図3-6 基準不適合土量

基準不適合土量 (m³)

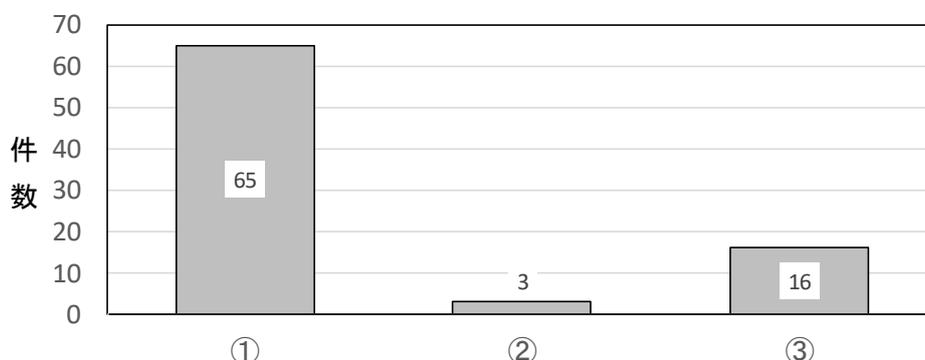
図 3-6 基準不適合土量（平成 29 年度）

3.2.5 摂取経路

平成 29 年度に指定された要措置区域において、摂取経路ごとの土壌汚染の状況を表 3-17 及び図 3-7 に示す。平成 29 年度では、要措置区域において土壌溶出量基準のみ不適合である件数は 65 件であり、うち「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 59 件（91%）であった。土壌含有量基準のみ不適合である件数は 3 件であった。土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに基準不適合である件数は 16 件であり、うち「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 13 件（81%）であった。

表 3-17 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況（複数回答有）（平成 29 年度）

	要措置区域 件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
① 土壌溶出量基準にのみ不適合の事例	65	17	43	0	5
周辺での地下水の飲用利用等がある	59	13	41	0	5
水道事業用の井戸がある	2	2	0	0	0
災害時の飲用井戸がある	3	1	2	0	0
公共用水域がある	1	1	0	0	0
飲用井戸等はない	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
② 土壌含有量基準にのみ不適合の事例	3	0	3	0	0
当該土地に人が立ち入ることができる	3	0	3	0	0
その他	0	0	0	0	0
③ 土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに不適合の事例	16	2	12	0	2
周辺での地下水の飲用利用等がある	13	2	9	0	2
水道事業用の井戸がある	0	0	0	0	0
災害時の飲用井戸がある	0	0	0	0	0
公共用水域がある	1	0	1	0	0
飲用井戸等はない	0	0	0	0	0
当該土地に人が立ち入ることができる	3	0	3	0	0
その他	0	0	0	0	0
回答事例数	84	19	58	0	7



注) ①～③は下記番号を示す。

- ① 土壌溶出量基準にのみ不適合の事例
- ② 土壌含有量基準にのみ不適合の事例
- ③ 土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに不適合の事例

図 3-7 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況の区分（平成 29 年度）

3.2.6 措置実施者及び費用負担者、土地所有者

平成 29 年度に指定された要措置区域において、指示を受けた者、措置実施者及び費用負担者と土地所有者等との関係を表 3-18 に示す。平成 29 年度では、要措置区域において指示を受けた者のうち「土地所有者（かつ汚染原因者である）」が 43 件（48%）と最も多かった。また、要措置区域の措置実施者としては、「土地所有者（かつ汚染原因者である）」が 14 件（17%）と最も多かった。さらに、要措置区域の費用負担者としても、「土地所有者（かつ汚染原因者である）」が 13 件（15%）と最も多かった。

表 3-18 指示を受けた者、措置実施者及び費用負担者と土地所有者等との関係（複数回答有）
（平成 29 年度）

	土地所有者 （かつ汚染原因者である）	土地所有者 （かつ汚染原因者でない）	土地所有者 （汚染原因者かどうかは不明）	管理者又は占有者 （かつ汚染原因者である）	管理者又は占有者 （かつ汚染原因者でない）	管理者又は占有者 （汚染原因者かどうかは不明）	汚染原因者（左記以外）	不明	今後実施予定	小計
指示を受けた者	43	17	16	5	3	4	1	-	-	89
措置実施者	14	10	6	1	1	0	1	51	0	84
費用負担者	13	6	5	2	1	0	1	56	0	84

注 1) 指示を受けた者の件数は、区域の指定時に複数になる場合があるため、指定区域件数と一致しない。